

規制支援審議会の答申（令和4年3月）

令和4年3月25日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

規制支援審議会
委員長 藤田 昇三
(公印省略)

「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

当審議会に諮問〔令 03 原機（防企）001〕のあった事項「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」について、審議結果を下記のとおり答申します。

記

安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源について、研究予算が相応に配賦されており、安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターのそれぞれで適切に執行されていること、部門の経営資源については原子力規制委員会の日本原子力研究開発機構部会でもその内訳を含めて開示されており、今後も継続的に開示されることを確認した。

受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。現行ルールについては、再委託先に係る考え方など、研究活動を制限することの無い範囲で現実的なものとなるように、また研究担当者からの改善意見への対応も考慮して、今後も改善に向けた検討を進めていただきたい。また、原子力機構内で実施された内部監査による中立性・透明性の確認については、監査の方法や報告内容等について、次回説明されたい。

センター長の権限を超える決裁状況については、部門長に付与されている決裁権限の一部を理事長が決裁するように変更する理事長達を制定し施行していること、また、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考とし、現状の運用で中立性は担保されていると判断される。部門長が規制を受ける部門の長を兼務している点については、それがより効率的・効果的な研究につながる面もあることを説明することも重要である。

以上の確認をもって、部門が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保した運営がなされていると判断されるが、本審議会において今後も引き続き実施状況を確認していくことが必要である。

以上